

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進について（まとめ）（案） ～文化の振興と観光の振興で地域の活性化を図る仕組みづくり～

I 文化振興及び観光振興を共に進めることの重要性

(1) 我が国の文化振興の現状と今後（博物館等の取組を中心に）

- 文化の振興については、多くの人々に文化資源の価値が伝わることで、文化を保存・継承・発展させ、新たな文化の創造につながるといえる。様々な文化資源の価値を伝えるためには、単に羅列して展示するだけでは不十分であり、その魅力をわかりやすく解説・紹介し、国内外からの来訪者が我が国の文化、歴史、自然についての理解を深め、楽しむことができるようにすることが重要である。
- 博物館・美術館などの文化施設は、国公立の設置形態を問わず、より多くの者のための観覧機会の提供につながる活動も多くみられるようになってきた。その結果、国内各地から、さらには海外からも来訪者が増加している。国外からの来訪者に関しては、博物館・美術館に来訪した者が2014年の16%から2018年の29%（観光庁「訪日外国人消費動向」）となっており、確実に増加傾向にある。このような方向性をさらに進めていく必要がある。

(2) 我が国の観光の現状と今後

- 観光の振興については、経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月閣議決定）において、「訪日外国人旅行者数を2020年に4000万人、2030年に6000万人とする目標等を達成し、観光立国を実現するため、各省庁、民間、各地域が一体となって施策を実行する」とされている（訪日外国人旅行者数は、2018年において約3200万人）。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会が行われる2020年を契機に、「世界に向けて、我が国の魅力的なブランドイメージを強力に発信し、また、我が国の観光の持続的な発展をもたらす有形・無形のレガシーを創出するべく、同大会開催に向け、かつ、その後を見据え、政府一丸、官民一体となって取り組んでいくことが重要である。」また、「個人旅行の増加等旅行形態の多様化、「爆買い」とも呼ばれる訪日外国人旅行者の消費行動に代表される「モノ消費」から日本ならではの文化や自然等を体験・体感する「コト消費」への消費スタイルのシフト等、旅行者のニーズは日々変化し続けている。」（観光立国推進基本計画（平成29年3月閣議決定））とされている。

(3) 文化観光の推進

- 観光立国推進基本計画（平成24年3月閣議決定）において、「文化観光とは、日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とする観光である」とされている。より簡潔に述べれば、「文化についての理解を深め

ることを目的とする観光」を「文化観光」ということができる。

- 我が国の豊富で多様な観光資源の主要なものである文化資源の魅力を国内外に伝えて、文化観光を推進することは、文化を保存・継承・発展させ、さらに新たな文化の創造に向かう文化の振興においても、経済の牽引や国際相互理解の増進につながる観光の振興においても重要である。また、文化の振興及び観光の振興は、地域に新しい文化を育み、人の往来や購買・宿泊などの地域における消費活動の拡大などにつながることで、地域の活性化にも資する。これにより、文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を図ることができる。

(4) 文化観光の今後の方向性及び目標

- 文化観光の担い手として、文化観光資源の中核となるコレクションをもつ博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等の多様な分野を含む）等の文化施設のうち、意欲があり、積極的な取組を行う施設を「文化観光拠点施設」としてとらえ、文化観光拠点施設が、その機能を一層強化する計画を持つ場合に、国からの集中的な支援を講じることで、我が国の文化の振興、観光の振興の双方に資する価値を磨き上げるモデルをつくりあげることが可能となる。
- 加えて、当該拠点へのアクセスも含めた利便性の向上や、当該施設を中核として、地方公共団体が総合的かつ一体的にその地域における文化観光を推進し、地域において来訪者が楽しめる工夫などを行い、個別施設だけでは実現困難な「文化観光を推進する地域」の形成も必要である。
- なお、博物館振興の全体の議論は、文化審議会博物館部会において並行して議論することが適当である。

II 「文化観光拠点施設」が目指すべき姿

- 文化観光拠点施設は、有形又は無形の文化的所産などの魅力的な文化資源を有し、その魅力をわかりやすく解説・紹介することを通じ、文化観光に資するという機能を果たすことが求められる。また、文化観光拠点施設は、旅行業者等の民間事業者や観光地域づくり法人（DMO）、観光協会等の地域において文化観光の推進を戦略的に行うための企画・立案ができる者（文化観光推進事業者）との連携により文化観光拠点施設の魅力づくりを行う必要がある。文化観光推進事業者は、多様な関係者の合意形成や、各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立、関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作りなどを担う。また、文化観光拠点施設については、博物館・美術館に限らず、劇場・音楽堂や寺社仏閣等においても、同様の機能をもつ場合は対象となり得る。
- 文化観光拠点施設は、さまざまな年齢層、多様な国籍や文化背景をもつ者、障害のある方など国内外の幅広い来訪者に文化資源の価値をわかりやすく伝えていく施設であることをそのミッションとして明確にしていることを前提とし、以下の①～⑥の活動を行うことが想定される。

① 文化施設の持つコレクションやコンテンツの魅力を高めること （文化資源の魅力の増進に関すること）

芸術、歴史、自然に係る文化資源に関する詳細な調査研究を着実に実施するとともに、展示内容の更新、所有するコレクションの充実（デジタルアーカイブ化も含む）、他の文化施設等との交流を通じて展示品等の貸与を受けることなどを通じ、一定の期間ごとに新しい発信をしていくことが重要である。また、それぞれの地域ごとの特色を活かし、地域住民が親しみをもち、共に楽しむことができる企画なども盛り込むことにより、地域住民を含めたりピーター率をあげ、常に多くの来訪者の呼び込みと文化に対する理解の促進を目指す。

② 来訪者が文化への理解を深めることができる分かりやすい解説や展示上の工夫をすること

（情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの来訪者が文化資源についての理解を深めることに資すること）

当該文化資源を理解する上で重要な歴史的、文化的背景のわかりやすい解説・紹介や、映像により理解を深めるコンテンツの充実、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）を活用した体験型の展示、多言語での展示解説、オーディオガイドの導入、通訳案内士の活用、ガイドツアーの導入などを進め、国内外の来訪者の当該文化資源に対する理解の促進を目指す。

③ 文化施設だけでは取り組めない来訪者のアクセス向上に取り組むこと

(国内外からの観光旅客の移動その他の利便の増進に関すること)

国内外の来訪者の移動の利便性を向上させるため、交通事業者等と連携し、様々な交通手段（鉄道、バス、タクシー、旅客船、航空等の公共交通、レンタカー、自転車、徒歩、自家用車等）を活用した移動により、快適で満足度の高い来訪の実現を目指す。また、チケットをネットで購入できるシステムや開館時間の延長などを含め、円滑な来館を目指す。

④ 文化施設内や周辺地域において飲食や買い物等を楽しむ工夫をすること

(文化資源に関する工芸品や食品等の販売、提供に関すること)

ミュージアムカフェやミュージアムショップ等を充実し、鑑賞に加えて文化観光拠点施設内やその周辺での飲食、買い物、休憩などを来訪者が楽しめ、文化とそれを育ててきた地域へのより一層の理解や親しみを深める工夫を行うことを目指す。

⑤ 日本政府観光局（JNTO）や地域の観光関係事業者との連携による、文化施設の魅力の発信と、幅広く来訪者を惹きつける戦略や効果的なプロモーションを行うこと

(文化観光に関する情報提供の充実強化)

来訪者が文化資源の魅力に十分に触れ、満足度が高い観覧を促進するためには、上記の取組を行った上で、国内外の来訪者が必要とする情報やサービスを的確に提供できる環境の整備が重要である。文化観光拠点施設自らが情報提供する方法や地方公共団体が情報提供する方法のみならず、情報提供に知見を有する事業者等の協力を得ることも可能である。特に、海外への宣伝について多くの知見を持つ日本政府観光局（JNTO）等との連携により、積極的な海外への情報発信、海外プロモーションを行い、外国からの来訪者の呼び込みを目指す。

⑥ 事業に必要な施設又は設備の整備

上記を実施する際に必要な施設や設備の更新、多言語による情報提供、Wi-fi の設置、キャッシュレス、バリアフリーを進め、来訪者に優しい観覧環境を目指す。

Ⅲ 「文化観光を推進する地域」が目指すべき姿

○文化観光の推進を総合的かつ一体的に図ろうとする地域においては、地方公共団体と文化観光拠点施設とが有機的な連携を進め、地域が一体となって文化観光の推進に取り組むことが重要である。具体的には、以下の①～⑥が想定される。

① 文化施設と地域が一体となった、さまざまな鑑賞や体験など来訪者が楽しめる機会を提供すること

（地域における文化資源の魅力の一体的な増進に関すること）

当該地域においては、中核となる文化観光拠点施設のみならず、多くの文化資源が存在する可能性があり、文化観光推進事業者と連携して、これらの魅力を一体的に発信し、文化観光地域としての魅力の向上を目指す。また、地域に点在する関係性の深い文化資源についてストーリー性を持って総合的に捉え、全体として魅力を増進するため、地域の文化資源を的確に把握・調査し、その資源を活用した来訪者が楽しめる工夫をしていること（地域内の複数の文化施設等の連携、都市公園、道路、港湾にオブジェ等を設置するなど地域が一体となったアート空間の創出 等）を目指す。

② 文化施設だけでは取り組めない来訪者のアクセス向上に取り組むこと

（国内外からの観光旅客の移動その他の利便の増進に関すること）

国内外の来訪者の移動の利便性を向上させるため、交通事業者等と連携の上、様々な交通手段（鉄道、バス、タクシー、旅客船、航空等の公共交通、レンタカー、自転車、徒歩、自家用車等）を活用した移動や周遊により、快適で満足度の高い来訪の実現を目指す。

③ 地域内の商店街や飲食店等との連携促進に関すること

地域内で来訪者が飲食、買い物、休憩ができるなど、文化観光に加えて当該地域の特産品や、景観の魅力などを活かし、地域のにぎわいを創出して、地域そのものを楽しめる機会を増やすことを目指す。

④ 地域の文化観光に関する情報提供の充実強化

来訪者が文化資源の魅力に十分に触れ、満足度が高い観覧を促進するためには、上記の取組を行った上で、国内外の来訪者が必要とする情報やサービスを的確に提供できる環境の整備が重要である。地方公共団体等自らが情報提供する方法のみならず、情報提供に知見を有する事業者等の協力を得ることも可能である。特に、海外への宣伝について多くの知見を持つ日本政府観光局（JNTO）等との連携により、積極的な海外への情報発信、海外プロモーションを行い、外国からの来訪者の呼び込みを目指す。

⑤ 事業に必要な施設又は設備の整備

上記事業を実施する際に必要な施設や設備の更新、多言語による情報提供、Wi-fiの設置、キャッシュレス、バリアフリーを地域全体で進め、来訪者に優しい観覧環境を目指す。

⑥ 地域住民との連携

地域住民の協力を得たイベントの開催や地域住民が来訪者と触れ合うことができる取組などを通じ、地域住民自らも参画し、中核となる施設や地域を繰り返し楽しむことができる工夫を行うことを目指す。

IV 「文化観光拠点施設」「文化観光を推進する地域」を目指すにあたっての留意点

(1) 「文化観光拠点施設」を目指すにあたっての留意点

- 実施する事業の効果を適切に評価するための明確な数値目標を立てること、おおむね五年以内を原則として取組の実施に必要な期間を定め、文化観光拠点施設として必要な経費を整理し、調達方法を明確化する。
- その際、これらの取組に対し、国は必要な支援を行うとともに、文化観光拠点施設は関係事業者の協力を得て事業を実施することが期待される。観覧等に関しては、国内外の参考事例なども踏まえ、その価値に見合った価格を設定することが必要である。

(2) 「文化観光を推進する地域」を目指すにあたっての留意点

- どのような区域を単位として文化観光を推進するのかを特定した上で、地域内での文化観光拠点施設を中核とするかを特定することが必要である。
- また、文化観光を推進する地域における文化観光の現状及び課題を踏まえ、当該地域における基本的な取組、課題解決の方向性等の基本的な方針を明確にし、実施する事業の効果を適切に評価するための明確な数値目標を立てて、五年程度を原則とした取組の実施に必要な期間を定め、取組を実施する。

V 国等における施策の連携及び支援の方針

- 「文化観光拠点施設」や「文化観光を推進する地域」が計画に基づいた活動を行う場合に、国によるきめ細やかな対応を講じることとし、具体的には、予算、税制、手続きの簡素化による支援や助言等を行うことが考えられる。

【予算】

① 文化観光拠点施設の魅力向上

- ・博物館のコレクションの充実、展示改修、学芸員を含めた人材の確保、多言語解説、多言語による情報提供、Wi-fi の設備整備、キャッシュレス、バリアフリーの施設整備、国等が所蔵する地域ゆかりの文化資産を活用した展示の支援などを行う。

② 文化観光地域における来訪者の利便性の向上

- ・空港や港からの経路や地域における、切れ目ない多言語案内、Wi-fi、キャッシュレス、バリアフリー等への支援を行う。

【税制】

- ・「企業版ふるさと納税」の制度などを活用して、企業からの寄附を通じた資金流入を促進。
- ・文化観光拠点施設のコレクションの充実を図るために必要な税制上の措置を導入。

【手続きの簡素化等】

① 交通アクセスの向上

共通乗車船券の発行や、バス、船便の増便の手続きの簡素化を行う。

② 都市公園、道路、港湾におけるオブジェ等の設置

文化観光拠点施設の周辺にある都市公園、道路、港湾において、オブジェ等の設置の際の手続きの円滑化を行う。

③ 登録文化財の提案権の付与

地方公共団体が文化財の専門的な調査を行い、価値があると認められた場合に、文化財登録原簿への登録の提案を可能とする。

【独立行政法人等による助言・支援】

国立博物館等による文化への理解の促進に関する助言や日本政府観光局（JNTO）による海外向けプロモーションの実施。